

## 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 4 月 1 3 日提出

長岡地域合併協議会  
会長 森 民 夫

### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 編入される町村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用し、次のとおりとする。
  - (1) 編入される町村の農業委員会の選挙による委員のうち、4 0 人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
  - (2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

- 3 合併後最初に行われる一般選挙からは、農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、中之島町、越路町、三島町及び小国町は、現在の行政区域を区域とする選挙区を、長岡市と山古志村は2市村を合わせた区域に3選挙区を設置するものとする。